

【ボランティアグループ活動費助成金 別表】

2023年度

科目	活動費例示 活動費・・・ボランティア活動を行うために必要な費用(お金) ①ボランティア活動を行うのに実際にかかった費用 ②準備にかかる費用	対象外経費	備考
旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会参加のためにかかる交通費</li> <li>・対象者と一緒に目的地へ行くための交通費</li> <li>・勉強会、研修会での講師交通費</li> <li>・活動時に使用する材料・および機材等を搬送する際のガソリン代、タクシー代、駐車場使用料</li> </ul> ※ガソリン代については、上限1回500円までとする	役員会、総会、活動に直接関係のない定例会・研修会参加のための交通費  <b>※伊丹市内の公共交通機関利用については対象外とする</b>	※公共交通機関を利用の場合は実費で計算  ※助成対象の旅費交通費としては、単に技術向上を目的としたものではなく、主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のある研修会に限る。
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉啓発イベント(障がい者のためのコンサートやボランティア講座など)企画開催等の講師謝礼、お礼等</li> <li>・勉強会、研修会での講師謝金(※参考資料は裏面)</li> <li>・対象者との交流会での出演お礼</li> </ul>	グループのメンバー募集を目的としたPR(啓発)イベント等の講師料、お礼等  講師がボランティアグループのメンバーである場合の講師謝礼  ボランティアへの謝礼	※助成対象の報償費としては、単に技術向上を目的としたものではなく、イベントの主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のあるものに限る。
原材料費	対象者で行う交流会・調理実習、創作活動、イベントに伴うお茶菓子・プレゼント作成代(※年間一人あたり500円までを対象とする)	グループのメンバーのみの対象の調理実習、創作にかかる費用	
消耗品費	活動に必要な用紙、名札、ペン、インクリボンなどの文房具、活動に必要な物品製作等にかかる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会、総会、活動ではない定例会、研修会等に必要の消耗品</li> <li>・茶菓子代、メンバーのお弁当代</li> <li>・団体の継続維持に必要な消耗品</li> </ul>	
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の記録写真現像代、活動に必要な資料の印刷代、研修会の資料印刷代</li> <li>・イベント実施のためのチラシの印刷代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会、総会、活動に関係のない研修会等の資料印刷代</li> <li>・グループのメンバーを募集するために作成する資料(ちらし)の印刷代</li> </ul>	
通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動先との連絡に必要な切手・はがき、電話代、FAX代等通信料</li> </ul>	役員間の通信料	

運搬費	・活動に必要な機材等を業者等に依頼し、物を運ぶ費用	グループのメンバーへの運搬費	
使用料	・活動・事業実施のための会場使用料 ・活動、活動準備等のための会場使用料 ・勉強会・研修会実施のための会場使用料	役員会、総会、活動に関係のない研修会の開催に要する会場使用料 グループPR(啓発イベント)開催に要する会場使用料 趣味活動や発表会に向けた練習での会場使用料	
備品購入費	活動・事業のために必要な機器 ※1万円以上の備品は助成Bのみ対象	会員の福利厚生を目的とした備品 グループ運営のために必要な事務機器	※備品の取り扱いについて・・・概ね1年以上継続して使用できるもの
保険料	行事保険、その他掛け金	ボランティア・市民活動災害共済(ボランティア保険)、移送保険	
会費・参加費等	活動に関する勉強会、研修会の参加費	社協会費、その他団体の会費	※助成対象としては、単に技術向上を目的としたものではなく、勉強会等の主旨が障がい者・児理解、高齢者理解、児童理解等の福祉的な要素のあるものに限る。
手数料	・活動に必要なユニフォームのクリーニング代など ・活動目的費用の振込手数料	運営目的費用の振込手数料	
賃借料	・活動で行うイベント等での物品・機器のリース代 ・対象者で行うバスツアーなどでのバス借上げ代など		

※対象外経費・・・人件費・グループ内の親睦などの経費(飲食代等)、積立金、他施設・団体等への寄付金、交際費(慶弔費)など

※活動助成金報告書には、領収書の添付が必要です。

※講師謝金については、下記に社会福祉協議会の基準を掲載致しますので、あくまで参考程度にご参照ください。

講師	基準金額	備考
講演生業者	50,000円	研修2時間程度
大学教授・准教授	30,000円	交通費別
専門職(心理士等)	20,000円	
施設職員・団体職員	10,000円	
教室講師・ボランティア	5,000円	